

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和6年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
鹿児島市	<p>申請者が、次に掲げる事項のア及びイに該当すること</p> <p>ア 本事業における関係人口の範囲</p> <p>次に掲げる(ア)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)から(キ)のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) かごしま市IJU俱楽部の会員であること</p> <p>(イ) 町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有すること</p> <p>(ウ) 本市に居住したことがあること</p> <p>(エ) 本市に所在する学校に通学したことがあること</p> <p>(オ) 本市に所在する事業所で勤務したことがあること</p> <p>(カ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること</p> <p>(キ) 本市が主催する、本市への移住希望者を対象とした本人参加型のイベントに参加したことがあること</p> <p>イ 就業に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること</p> <p>(ア) 勤務地が鹿児島県内に所在すること</p> <p>(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと</p> <p>(ウ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること</p> <p>(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること</p> <p>(オ) 官公庁及び地域おこし協力隊への就業ではないこと</p> <p>(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者への就業ではないこと</p> <p>(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等への就業ではないこと</p>
薩摩川内市	<p>転入時に50歳未満であって、以下のいずれかの要件に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薩摩川内市の移住体験住宅の利用経験がある者。 ・転入日直前の3年以内に2か年以上、3万円以上のふるさと納税を寄附した者。（3年以内の寄附額合計が3万円以上）
南九州市	勤務先が「南九州市移住パートナー企業」に登録されていること。
十島村	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「十島村友好島民の会」の会員である者 ・過去に村が主催するツアー・イベント等に参加したことがある者 ・ワーケーションを目的として十島村を訪れたことがある者 ・過去3年間に複数回十島村へふるさと納税を行った者
中種子町	<p>転入時に60歳以下であって、次の要件のいずれかを有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中種子町に寄付をしたことがあること ・過去に中種子町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと ・過去に中種子町内の学校に在校したことがあること ・中種子町内に2親等以内の親族が居住していること ・里親留学等で中種子町内に居住したことがあること
南種子町	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時に60歳以下であって、南種子町（定住促進実行委員会）の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・転入時に60歳以下であって、南種子町（定住促進実行委員会）の移住相談の経験を有する者 ・転入時に60歳以下であって、本町へふるさと納税を行った者
屋久島町	<p>転入時に45歳未満であって、次の要件のいずれかを有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋久島町に寄附したことがあること。 ・過去に屋久島町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。 ・屋久島町内に2親等以内の親族が居住していること。